平成２４年（家）第３０２７２号
事務所広島市中区八丁堀12番22号　築地ビル401号
申立人　川島　好勝
本籍広島県安芸郡府中町765番屋敷、最後の住所不詳、死亡の場所広島市上天満町、死亡年月日昭和14年８月27日、出生の場所不詳、出生年月日明治元年12月11日、職業不詳
被相続人　亡　彦坂　ツ子
催告期間満了日　平成25年４月20日
広島家庭裁判所

平成２４年（家）第３０２７３号
事務所広島市中区八丁堀12番22号　築地ビル401号
申立人　川島　好勝
本籍広島県安芸郡府中町5126番地、最後の住所不詳、死亡の場所広島県安芸郡府中町、死亡年月日昭和30年１月５日、出生の場所不詳、出生年月日明治13年４月21日、職業不詳
被相続人　亡　森元源太郎
催告期間満了日　平成25年４月20日
広島家庭裁判所

平成２４年（家）第２９３号
岩手県花巻市上町５番22号　はなまき法律事務所
申立人　安部　修司
本籍岩手県花巻市末広町102番地、最後の住所岩手県花巻市城内10番21号、死亡の場所岩手県花巻市、死亡年月日推定平成24年２月８日、出生の場所岩手県花巻市、出生年月日大正12年１月13日、職業無職
被相続人　亡　松田　トシ
催告期間満了日　平成25年４月30日
盛岡家庭裁判所花巻支部

平成２４年（家）第１３２６号
埼玉県さいたま市浦和区東仲町25―29太陽堂ビル４階　浦和東口法律事務所
申立人　関口　和正
本籍東京都豊島区千川１丁目１番地９、最後の住所埼玉県鳩ヶ谷市桜町６丁目７番４号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日平成15年４月24日、出生の場所東京市板橋区、出生年月日昭和16年９月７日、職業無職
被相続人　亡　髙澤　順雄
催告期間満了日　平成25年５月１日
さいたま家庭裁判所

平成２４年（家）第６６５号
埼玉県越谷市南越谷４―２―２　エクレシア法律事務所
申立人　茅沼　英幸
本籍埼玉県越谷市大字大道416番地、最後の住所埼玉県越谷市赤山町１丁目285番地４、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日平成24年１月11日、出生の場所埼玉県越谷市、出生年月日昭和17年９月15日、職業不詳
被相続人　亡　川島　昌子
催告期間満了日　平成25年５月10日
さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２４年（家）第８０９号
埼玉県川越市大手町６―５　中矢ビル３階
申立人　吉野　匡彦
本籍埼玉県川越市今成１丁目10番地34、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成23年３月31日、出生の場所北海道美唄市、出生年月日昭和36年９月６日、職業不詳
被相続人　亡　圷　　浩司
催告期間満了日　平成25年４月30日
さいたま家庭裁判所川越支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２４年（へ）第６５号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目４番15号
申立人　ダイヤモンド株式会社
代表者代表取締役　柴田　宣明
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月15日
平成24年９月27日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
船荷証券　３通
船荷証券番号　ＢＲＯＳＢＯＥ06631
船荷証券発行地及び船荷証券日付　ベルギー　2012年８月５日
船舶名称　ＮＡＧＯＹＡ　ＥＸＰＲＥＳＳ，015Ｅ31
荷送人　ＢＪ　ｔｒａｄｉｎｇ
荷受人　ダイヤモンド株式会社
到着案内先　ダイヤモンド株式会社
荷受地　ベルギーアントワープコンテナヤード
船積地　ベルギーアントワープ
陸上地　大阪
引渡地　日本国大阪港コンテナヤード
運送品の個数　800個
運送品の品名　スーツケース
運送品の重量　3,212キログラム
最終所持人　申立人

失踪宣告

平成２３年（家）第１１９１―１１９３号
本籍福岡市博多区下赤間町23番地、最後の所在朝鮮咸鏡北道慶興郡阿吾地邑灰岩洞
今次戦争による生死不明者　辻　　孝子
昭和16年５月25日生
今次戦争による生死不明者　辻　　明弘
昭和17年11月３日生
今次戦争による生死不明者　辻　　慶子
昭和20年２月３日生
平成24年９月28日戦時死亡宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

平成２４年（へ）第４号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
大分県由布市湯布院町湯平359番地11
申立人　岡﨑トモノ
権利の届出の終期　平成24年９月18日
平成24年９月25日　大分簡易裁判所

（別紙）　目　録
⑴①土地　大分県由布市湯布院町湯平字ヲブケ358番１
山林　1,740平方メートル
②登記年月日番号　大分地方法務局昭和11年９月21日受付第1272号
③登記した権利の内容
登記の目的　根抵当権設定
原因　昭和11年９月21日設定
債権極度額　金２万6,000円
利息　無利息
連帯債務者　福岡県鞍手郡植木町748番地　草野合名会社
根抵当権者　東京市京橋区銀座二丁目２番地９　大倉商事株式会社
共同担保　由布市湯布院町湯平字園田300番、307番２、由布市湯布院町湯平字ヲブケ356番２、358番１、358番４、358番５、358番６、358番７、359番１、359番６、361番２、361番４の土地
⑵①土地　大分県由布市湯布院町湯平字ヲブケ358番５
山林　9.90平方メートル
⑵の②登記年月日番号、③登記した権利の内容は⑴の記載に同じ（なお、利息は除く。）

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３０４号
静岡県沼津市本字千本1910番地の112
債務者　有限会社やまと看板
代表者代表取締役　長澤　芳明
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬野　真志
４　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午後４時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係